

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

ア 県の使用料、手数料が平成25年度中に見直しが行われ、特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき、現行料金と所要経費の差額について改正が行われる予定となっています。

県民交流センターの使用料の額（指定管理者が施設を管理する場合にあっては、利用料金の上限額）についても、この見直しの一環として改正するものです。

イ 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）」が平成24年8月に公布され、平成26年4月1日から消費税および地方消費税の税率が引き上げられることから、消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）引上げ分について、円滑かつ適切な転嫁を講じることとします。

2 改正の概要

県民交流センターの使用料（駐車場を除く。）の額および利用料金（駐車場を除く。）の上限額について、+5%の料金単価の改正を行うとともに、消費税率引上げ分を当該改正額に転嫁します。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 改正案の概要

裏面のとおり

5 改正条例

- 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

滋賀県立県民交流センター使用料および利用料金の上限額の改正案の概要

(滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例第5条、第14条関係)

1 ホール等

(1) ホールおよび練習室

区 分	現行単価					改正					改正率				
	金 額					金 額					金 額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
ホール	19,800	26,500	26,500	48,500	68,300	21,400	28,600	28,600	52,400	73,800	108%	108%	108%	108%	108%
練習室	2,980	3,970	2,980	5,730	8,710	3,220	4,290	3,220	6,190	9,410	108%	108%	108%	108%	108%

(2) 会議室等

区 分	現行単価			改正			改正率		
	金 額			金 額			金 額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円			
大会議室	29,800	39,700	29,800	32,200	42,900	32,200	108%	108%	108%
201会議室	2,320	3,090	2,320	2,510	3,340	2,510	108%	108%	108%
202会議室	2,320	3,090	2,320	2,510	3,340	2,510	108%	108%	108%
203会議室	4,310	5,730	4,310	4,660	6,190	4,660	108%	108%	108%
204会議室	4,310	5,730	4,310	4,660	6,190	4,660	108%	108%	108%
205会議室	2,980	3,970	2,980	3,220	4,290	3,220	108%	108%	108%
206会議室	2,980	3,970	2,980	3,220	4,290	3,220	108%	108%	108%
207会議室	6,290	8,380	6,290	6,790	9,050	6,790	108%	108%	108%
301会議室	2,980	3,970	2,980	3,220	4,290	3,220	108%	108%	108%
302会議室	2,980	3,970	2,980	3,220	4,290	3,220	108%	108%	108%
303会議室	2,980	3,970	2,980	3,220	4,290	3,220	108%	108%	108%
304会議室	2,980	3,970	2,980	3,220	4,290	3,220	108%	108%	108%
305会議室	7,610	10,140	7,610	8,220	10,950	8,220	108%	108%	108%
特別会議室	9,920	13,230	9,920	10,710	14,290	10,710	108%	108%	108%
応接室	7,940	10,580	7,940	8,580	11,430	8,580	108%	108%	108%
和室	2,320	3,090	2,320	2,510	3,340	2,510	108%	108%	108%
茶室	2,650	3,530	2,650	2,860	3,810	2,860	108%	108%	108%